

2021 年 4 月 1 日

各 位

公益財団法人
日本建築衛生管理教育センター
理事長 鎌田 元康

粉じん計較正適用機種の除外に関するお知らせ

当センターでは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づき厚生労働大臣登録較正機関として業務を行っております。また、建築物衛生法における「較正適用機種」は較正技術委員会で承認を受けた粉じん計を厚生労働大臣に届け出ております。

今般、較正適用機種のうち、製造中止から長期間経過した機種やメーカーによる修理が不能である機種において不具合が散見され、較正後 1 年間の精度を保障することが困難な状況となってきました。

このような状況を受け、較正技術委員会において下記粉じん計について検討した結果、較正適用機種から除外することが適当である旨が決定されました。

従いまして、下記の粉じん計につきましては、2022 年 4 月 1 日以降は較正適用を除外することとなりますので該当機種をご使用の皆様には、何かとご不便をおかけいたしますがご理解を賜りますようお願いいたします。

記

2022 年 4 月より較正適用除外に該当する粉じん計

粉じん計の名称及び型式	製造会社名	適用除外年月日
光散乱式デジタル粉じん計 3431 型	日本カノマックス(株)	2022 年 4 月 1 日
デジタル粉じん計 LD-2 型	柴田科学(株)	2022 年 4 月 1 日

※詳細等につきましては調査研究部検査課(03-5765-0505)までお問い合わせ下さい。

粉じん計購入等に関する問い合わせにつきましては、下記の粉じん計製造会社にお尋ね頂きますよう、よろしくお願いいたします。

- ・ 柴田科学(株) TEL : 0120-228-766
- ・ 日本カノマックス(株) TEL : 0120-009-750